

# 台風接近の場合の対応について

(学校生活の手引きP28参照)

本校では台風が接近した時には、生徒の安全のために通学時間・交通機関などを考慮して、下記の規定を設けておりますのでご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

**午前7時現在**

**大阪府(大阪市・北大阪・東部大阪)に**

**『暴風警報』または、『特別警報(大雨または暴風)』**

が出ている場合は **休校** となり、自宅学習とします。

※大雨・洪水警報の時は休校とはなりません。

※授業の途中で暴風警報が出た場合は学校で判断して帰宅させることもあります。その折は各家庭にご連絡できませんのでよろしくお願いいたします。

※休校措置をとった日が試験中の時は、その日の試験は最終日の翌日に延期します。

※なお、当日の電話でのお問い合わせは非常に混雑しますのでご遠慮ください。

## <参考> 気象予報区分

北 大 阪…豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、三島郡、豊能郡

大 阪 市…大阪市

東部大阪…守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市

## ◎「特別警報」の扱いについて

2013年8月30日より「特別警報」が始まり、2013年の台風18号時には、近畿に初の発令がなされました。この警報は従来の警報より重大な災害を招く可能性が高いと予測される場合に発令されるもので、本校としても従来の「暴風警報」に加えて、「特別警報」に対しても休校措置をとります。ただし、「特別警報」の現象の種類は、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪の6つの現象に対して発令されますが、**本校所在地から鑑みて「大雨」「暴風」に対してのみ、上記措置となります。**